

○湖西市男女共同参画推進市民懇話会設置規程

平成15年9月3日

規程第7号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けての課題を検討し、その推進に資するため、湖西市男女共同参画推進市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の推進に係る施策の提言及び助言に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の推進に係る施策の実施状況の調査に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、懇話会を総括し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて懇話会に委員以外のものを出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(平18規程5・平22規程18・平23規程6・一部改正)

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規程第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日規程第18号)

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規程第6号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。